

南こ第 1332 号
令和3年9月10日

保護者 様

南風原町長 赤嶺 正之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための家庭保育協力依頼

平素より本町の教育・保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。
政府により決定された緊急事態措置について、9月30日までの延長が決定されております。

町内認可保育施設や学童クラブ利用保護者様各世帯に対し、これまでも家庭保育の協力依頼を行ってきましたが、緊急事態宣言延長の決定を受けて、期間を9月30日(木)まで延長し、引き続き家庭保育のご協力をお願いいたします。

現在、未成年の陽性者が増加し、全体の3割を超える状況となっております。また、夏休みが終わり子ども達の動きが活発化することによる感染拡大も懸念されています。

度重なる緊急事態宣言の延長により、保護者様もご負担を感じられていることと存じますが、積極的なご協力をお願いします。

一方、保護者の就労状況等を背景に保育所等及び学童クラブへ、感染予防に留意しつつ原則開所の要請をしております。家庭保育が困難な場合は保育の受入れを行います。

対象期間：6月8日(火) ～ ~~9月12日(日)~~ 9月30日(木)

なお、今後の感染状況に応じ、上記内容が変更になる場合がございます。

【保育料減免について】

上記期間内に家庭保育に協力いただいた場合、保育料を日割り減免し、後日還付を行う予定です。

南風原町役場 こども課 098-889-7028